

# 金沢美術工芸大学アジア美術戦略会議設置要綱

平成 28 年 7 月 7 日

要綱第 16 号

## (設置)

第 1 条 金沢美術工芸大学に、アジア地域における高等教育機関との連携を強化することにより、美術、デザイン、工芸等の分野で国際的な研究水準の向上を図るため、アジア美術戦略会議（以下「会議」という。）を置く。

## (分掌)

第 2 条 会議は、前条の目的を達成するため、アジア地域における次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 高等教育機関との先進的なパートナーシップの構築に関すること。
- (2) 国際的な教育・研究水準の向上に関すること。
- (3) 教育・研究成果の創造的な発信に関すること。
- (4) 教員、学生、職員の相互交流に関すること。
- (5) 共同展覧会の開催に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 理事長が指名する教員
- (3) 事務局職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、理事長が指名する者

2 理事長は、前項第 2 号に掲げる者の中から座長を指名する。

3 第 1 項第 2 号に掲げる者の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (運営)

第 4 条 座長は、第 2 条に掲げる事業を総括し、会議に属する職員を指揮監督する。

2 会議に属する職員は、第 2 条に掲げる事業に関して座長が指示する事業を行う。

## (雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。